

月額変更届の記載例

例1. 一般的な例

昇給月以降の3ヵ月の報酬月額で2等級以上の差が出るかどうかをみます。
 たとえば、4月に昇給した場合は、4月・5月・6月の3ヵ月の報酬を平均して、従来の等級と2等級以上の差がでたときに月額変更届を提出します。
 報酬月額の算定では、本給などだけでなく時間外手当などの非固定的賃金を含めて計算します。

- (1) 現在の標準報酬.....190千円
- (2) 昇給の内容.....本給が170,000円のところ 年4月から185,000円に変更

	本給	住宅手当	通勤手当	時間外手当	合計
4月	185,000円	11,000円	12,800円	11,500円	220,300円
5月	185,000円	11,000円	12,800円	12,000円	220,800円
6月	185,000円	11,000円	12,800円	11,000円	219,800円
				総計	660,900円

健康保険被保険者証の番号	被保険者の氏名	生年月日	従前の標準報酬月額	備考
算定対象月の報酬支払基礎日数	報酬月額	3ヶ月の総計	改定年月	・過及支払額 ・昇給後の月額 ・昇(降)給月
健康保険番号	10	氏名	大村 忠	生年月日
生年月日	4/7/11	従前の標準報酬月額	190	改定年月
昇給月	4/30	報酬月額	220,300	3ヶ月の総計
昇給後1月	5/31	報酬月額	220,800	3ヶ月平均
昇給後2月	6/30	報酬月額	219,800	修正平均
標準報酬月額	220,300	標準報酬月額	220,000	改定年月

報酬月額.....660,900円 ÷ 3 = 220,300円 標準報酬月額.....220千円(年7月改定)

例2. 昇給差額が支給されたとき

差額を差し引いて計算

- (1) 現在の標準報酬.....180千円
- (2) 昇給.....年5月にさかのぼり昇給し、その差額が6月に支給された。
- (3) 昇給の内容.....本給173,000円が12,500円上がって185,500円となった。

	本給・諸手当	5月分昇給差額	合計
6月	208,500円	12,500円	221,000円
7月	212,800円		212,800円
8月	212,500円		212,500円
		総額	646,300円

健康保険被保険者証の番号	被保険者の氏名	生年月日	従前の標準報酬月額	備考
算定対象月の報酬支払基礎日数	報酬月額	3ヶ月の総計	改定年月	・過及支払額 ・昇(降)給月
健康保険番号	11	氏名	菊地 美保	生年月日
生年月日	4/5/04	従前の標準報酬月額	180	改定年月
昇給月	6/30	報酬月額	221,000	3ヶ月の総計
昇給後1月	7/31	報酬月額	212,800	3ヶ月平均
昇給後2月	8/31	報酬月額	212,500	修正平均
標準報酬月額	221,000	標準報酬月額	220,000	改定年月

単純平均.....646,300円 ÷ 3 = 215,433円(平均額) 修正平均.....(646,300円 - 12,500円) ÷ 3 = 211,266円(報酬月額) 標準報酬月額.....220千円(年9月改定)

4月昇給 4月支払

月	本給	家族手当	残業手当	計
4	290,000	15,000	7,000	312,000
5	290,000	15,000	10,000	315,000
6	290,000	15,000	13,000	318,000
			計	945,000

7枚で1セットです。

- 1~3 厚生年金基金用
- 4~5 社会保険事務所用
- 6~7 健保組合作用

住商連合厚生年金基金加入の事業所は

1~3・6~7を健保組合に提出してください

7月1日より標準報酬月額が変わります。

降給になった場合は
必ず理由書を別紙記入し、
提出願います。

事業所の記号を忘れずに記入してください。

フリガナを記入してください。

正

健康保険 被保険者報酬月額変更届

健康保険被保険者証の記号
(厚生整理記号)
10

決裁者欄: 常務理事、事務長、部長、課長、係長、担当者
日付印
社会保険事務主任記載欄

健康保険被保険者証の番号: 100
被保険者の氏名: 健保太郎
生年月日: 1945.10.15
従前の標準報酬月額: 280,000
3ヶ月の総計: 945,000
改定年月: 107
備考: 遺及支払額、昇(降)給月額

支払基礎日数	報酬月額	現物によるもの	合計	3ヶ月平均	修正平均
前3月	312,000		312,000	945,000	107
前2月	315,000		315,000	315,000	
前1月	318,000		318,000	320,000	

健康保険被保険者証の番号: 150
被保険者の氏名: 山本一夫
生年月日: 1952.5.31
従前の標準報酬月額: 440,000
3ヶ月の総計: 1,595,000
改定年月: 109
備考: 遺及支払額110,000円、昇(降)給差55,000円

支払基礎日数	報酬月額	現物によるもの	合計	3ヶ月平均	修正平均
前3月	605,000		605,000	1,595,000	109
前2月	495,000		495,000	531,667	495,000
前1月	495,000		495,000	500,000	

健康保険被保険者証の番号: 150
被保険者の氏名: ヤマモト カズオ
生年月日: 1952.5.31
従前の標準報酬月額: 440,000
3ヶ月の総計: 1,595,000
改定年月: 109
備考: 遺及支払額110,000円、昇(降)給差55,000円

支払基礎日数	報酬月額	現物によるもの	合計	3ヶ月平均	修正平均
前3月	605,000		605,000	1,595,000	109
前2月	495,000		495,000	531,667	495,000
前1月	495,000		495,000	500,000	

健康保険被保険者証の番号: 150
被保険者の氏名: ヤマモト カズオ
生年月日: 1952.5.31
従前の標準報酬月額: 440,000
3ヶ月の総計: 1,595,000
改定年月: 109
備考: 遺及支払額110,000円、昇(降)給差55,000円

支払基礎日数	報酬月額	現物によるもの	合計	3ヶ月平均	修正平均
前3月	605,000		605,000	1,595,000	109
前2月	495,000		495,000	531,667	495,000
前1月	495,000		495,000	500,000	

事業所: 〒100-0001 東京都 住商XXX株式会社
代表取締役 住友次郎
電話: 03(XXX)XXXX

平成 年 月 日 提出

保険料第 号
納入告知書の番号

受日付印
14.9.-5
住商連合健保組合

この届書は7月分
保険料に計算済

この届書は9月分
保険料に計算済

4月昇給 6月支払 (4~5月分を含め6月に支払)

月	本給	家族手当	昇級差額	計
6	475,000	20,000	110,000	605,000
7	475,000	20,000	—	495,000
8	475,000	20,000	—	495,000
			計	1,595,000

保険料計算は該当月分より計算
いたします。

単純平均...1,595,000円 ÷ 3 = 531,667

修正平均...6月に支払った昇給差額分を除く

(1,595,000 - 110,000) ÷ 3 = 495,000

9月1日より標準報酬月額が変わります。